令和８年度　香川県任期付職員登録試験案内

令 和 ８ 年 １ ０ 月
香　　川　　県

〔試験方法の変更点〕
第１次試験の内容を基礎能力検査（SCOA-A）の実施に変更します。特別な公務員試験対策を行っていない方も受験しやすい試験です。

香川県庁や県内の地方機関（知事部局の各機関）で、育児休業、配偶者同行休業又は育児短時間勤務を行う職員の代替職員として勤務する職員（育休任期付職員、配偶者同行休業任期付職員又は育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」と言います。））を募集します。

育休任期付職員及び配偶者同行休業任期付職員

○　この登録試験の合格者については、「育休任期付職員及び配偶者同行休業任期付職員採用候補者名簿（以下「採用候補者名簿」と言います。）」に登録されます。登録有効期間は、**登録開始日（令和９年１月１日）**から原則として**３年**です。一度採用されて任期を満了した場合も、名簿の登録有効期間内であれば再度採用されることがあります（採用期間中の勤務状況によっては、再度の採用の案内を行わないことがあります。）

○　令和９年１月以降で、出産日から１年以上の育児休業等（産後休暇期間を含む）を取得する職員がいる場合又は１年以上の配偶者同行休業を取得する職員がいる場合に、試験の成績順に育休任期付職員又は配偶者同行休業任期付職員として採用を案内します。なお、採用の案内時に**採用を辞退された場合、原則として、次の案内は、**辞退時に有効な採用候補者名簿（今回の試験実施後に作成されるものだけでなく、過去に試験を実施して作成されたもの等を含む）の**後順位登録者への案内が終わった後になります。**

○　育児休業又は配偶者同行休業を取得する職員の代替職員として勤務することになりますので、採用については、令和９年１月以降から開始しますが、**職員の育児休業又は配偶者同行休業の取得状況によっては、必ずしも採用が令和９年１月になるとは限りませんし、採用されないこともあります。**

○　代替職員の任用形態については、職員の育児休業の請求又は配偶者同行休業の申請期間中は、当該期間を上限とした任期を定めた育休任期付職員又は配偶者同行休業任期付職員として採用します。なお、職員の育児休業の請求前の産前産後休暇期間中は、臨時的任用職員として雇用します。

○　育休任期付職員の任用期間は、概ね１０か月以上３年未満（１０か月未満の場合もあります。）、配偶者同行休業任期付職員の任用期間は、概ね１年以上３年未満ですが、各職員の育児休業の請求又は配偶者同行休業の申請期間に応じて、育休任期付職員又は配偶者同行休業任期付職員としての採用時に決定することになります。

○　過去の試験により作成した「採用候補者名簿」に登録されている方が、本試験により新たに作成する採用候補者名簿に登録された場合は、過去の登録を抹消します。

任期付短時間勤務職員

○　**育休任期付職員及び配偶者同行休業任期付職員登録試験の受験者は、任期付短時間勤務職員登録試験について併願することができます。**（任期付短時間勤務職員のみの登録試験は行いません。）

○　育休任期付職員及び配偶者同行休業任期付職員登録試験の合格者のうち、任期付短時間勤務職員登録試験を併願した者については、併せて任期付短時間勤務職員登録者として登録されます。

○　令和９年１月以降で、１年間の育児短時間勤務を行う職員がいる場合に、試験の成績順に任期付短時間勤務職員として採用します。なお、育児短時間勤務を行う職員の代替職員として勤務することになりますので、採用については、令和９年１月以降から開始しますが、**職員の育児短時間勤務の状況によっては、必ずしも採用が令和９年１月になるとは限りませんし、採用されないこともあります。**

○　任期付短時間勤務職員の任用期間は１年間ですが、各職員の育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲内で、任用期間が延長される場合があります。

◆ **受 付 期 間（インターネット）　令和８年１０月２９日（木）～ 令和８年１１月１６日（月）**
［１１月１６日（月）は、午後５時１５分までに到達したものを受け付けます。］
※スマートフォンでの申込みも可能です。

申込みは **原則インターネットのみで** 受け付けます。

※申込手続の詳細は、３ページをご覧ください。

◆ **第１次試験日　　令和８年１１月２２日（日）**

◆ **試 験 会 場　　香川県庁本館１２階会議室（高松市番町四丁目１－１０）**

登録試験に関する注意事項

○ この試験案内に記載のない追加の留意事項がある場合は、香川県人事委員会ホームページ※に掲載してお知らせしますので、必ず事前にご確認ください。（※URL：https://www.pref.kagawa.lg.jp/jinjii/saiyou/kfvn.html）

1　試験区分、登録予定人数及び職務内容等

試験区分	登録予定人数	登録区分及び主な職務内容		必要な資格等
行　　政	10 名程度	一般事務	知事部局、教育委員会事務局等において、一般事務に従事します。	

2　受験資格

（1）日本国籍を有する者

（2）地方公務員法第１６条の欠格条項に該当する者は、**受験できません**。

（ア）　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（イ）　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

（ウ）　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（3）現在、香川県（教育委員会・病院局・議会事務局・警察本部を含む）の育休任期付職員又は任期付短時間勤務職員として勤務されている方も、受験できます。

3　試験の方法、内容、日時及び場所

試験事務は、香川県人事委員会が実施します。試験の方法及び内容は次のとおり第１次試験及び第２次試験とし、第１次試験は基礎能力検査（SCOA-A）の筆記試験（800 点満点）を行い、第２次試験は第１次試験の合格者に対して行います。

なお、適性検査は、第２次試験の種目ですが、第１次試験の日程で行います。

最終合格者は、第１次試験の合格者の中から、第２次試験の試験成績に基づき決定します。

また、申込書記載事項に基づき、受験資格の有無等について確認を行います。

<table>
<tr><th>区　分</th><th>種目
（配点）</th><th>形式</th><th>試験
時間</th><th>試験の内容</th><th>日　時</th><th>場　所</th></tr>
<tr><td>第１次
試　験</td><td>SCOA-A
（800 点）</td><td>択一式
120 問</td><td>１時間</td><td>文章読解能力、数的能力、論理的思考力、人文・社会・自然に関する一般知識、基礎英語について行います。</td><td rowspan="2">１１月２２日（日）
受付時間
午前８時３０分～午前９時

試験時間
午前９時～正午頃</td><td rowspan="2">高松市番町四丁目
１－１０
香川県庁
本館１２階</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第２次
試　験</td><td colspan="2">適性検査</td><td>１時間</td><td>職務遂行に必要な素質・適性について検査します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">口　述　試　験</td><td>令和８年１１月３０日（月）午後５時１５分までに面接カードを提出していただき、積極性、使命感、社会性、創造力、表現力等について個別面接を行います。</td><td>１２月上旬
第１次試験合格者に別途通知します。</td><td>第１次試験合格者に別途通知します。</td></tr>
</table>

（注）１　受験者は、試験会場での駐車はできません。

２　登録試験申込書及び面接カードの記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用されないことがあります。

３　第１次試験、第２次試験の成績が、それぞれ一定以下の場合は、合格者数が登録予定人数を下回ることがあります。

４　面接カードについては、「香川県電子申請・届出システム」により受け付けます。提出方法は、第１次試験の実施時に試験会場で配布します。なお、提出しなかった場合は、辞退したものとみなし、第２次試験を受験することはできません。

４　合格発表

区　分	合格発表日（予定）	発　表　の　方　法
第１次試験	**１１月２７日（金）**	○香川県庁東館玄関前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に郵便で通知します。
第２次試験	**１２月上旬**	○香川県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示します。 **アドレス**　https://www.pref.kagawa.lg.jp/jinjii/saiyou/kfvn.html

５　受験申込手続及び申込受付期間

申込 方法

申込みは原則として、インターネットで受け付けます。申込みは１回に限ります。

スマートフォンから申し込む場合は、右の二次元コードから、申込画面にアクセスできます。

【申込手順】

申込みは「利用者登録」と「受験申込み」の２段階方式となっています。

①「香川県電子申請・届出システム」にアクセスし、「利用者登録」において、
利用者情報を登録した後、受験申込みをしてください。
（システムの「ヘルプ」を参照してください。）
本人確認のために使用する顔写真のデータを添付する必要があります。
下記「顔写真について」の欄をよく確認の上、必ず添付してください。（ファイル形式は jpg、jpeg、png のいずれか）

② 受験申込みの審査終了後に、「【香川県】電子申請の結果通知について」というタイトルの電子メールが送信されます。内容を確認して、受験票をダウンロード・印刷してください。詳しくは「受験票について」の欄を確認してください。

※通常、申込後３日以内（土・日・祝日は除く）に②の電子メールが届きます。届かない場合は、必ず香川県人事課へお問い合わせください。

顔写真について

申込みの際に添付いただく顔写真のデータは、受験票に印刷され、本人確認のために使用する重要なものです。
以下の項目を十分に確認の上、添付してください。

- □　本人のみ上半身が撮影されたもの
- □　最近６か月以内に撮影されたもの
- □　無帽で正面を向いたもの
- □　無背景で影がないもの
- □　写真は縦向き、縦横比がおよそ４：３のもの
- □　顔の縦の長さが写真縦の長さの概ね６０％程度であるもの
- □　ファイル形式は jpg、jpeg、png のいずれか

※印刷した写真を撮影したものは使用しないでください。

＜見　本＞

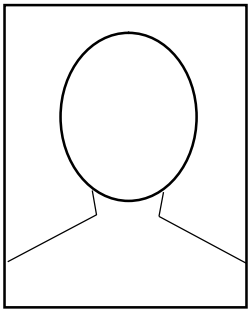

受付期間

令和８年１０月２９日（木）午後１時００分 から 令和８年１１月１６日（月）午後５時１５分 までに到達したものを受け付けます。**受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。**（受付期間中は２４時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前はシステムが混み合う可能性がありますので、余裕を持って申し込んでください。なお、**使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。**）

受験票について

受験申込みの審査終了後、各自で受験票データをダウンロードの上、紙にカラー印刷したものを第１次試験当日（１１月２２日（日））に持参してください。

【受験票ダウンロード・作成手順】

①　「【香川県】電子申請の結果通知について」というタイトルの電子メールが届いたら、「香川県電子申請・届出システム」において「利用者登録」で登録したＩＤ（メールアドレス）とパスワードでログインしてください。

②　ログイン後、受験票データを各自ダウンロードし、Ａ４サイズの紙に**カラーで**印刷してください。システムの詳しい操作方法は電子メール（「【香川県】電子申請の結果通知について」）及びシステムの「ヘルプ」を参照してください。

③　印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、自署欄に名前を自署の上、第１次試験当日（１１月２２日（日））に必ず持参してください。

【注意事項】

・第１次試験当日（１１月２２日（日））に**受験票を必ず持参してください。**
・受験番号は、第１次試験当日に、試験会場の受付で記入します。
・受験票は、第１次試験時に回収し、試験終了後も返却できません。

６　採用、給与及び勤務時間等

【育休任期付職員及び配偶者同行休業任期付職員】

（1）この試験の最終合格者は、令和９年１月１日付けで、「育休任期付職員及び配偶者同行休業任期付職員採用候補者名簿」に登録され、試験の成績順に育休任期付職員又は配偶者同行休業任期付職員として採用を案内します。

育児休業又は配偶者同行休業を取得する職員の代替職員として勤務することになりますので、採用については、令和９年１月以降から開始しますが、職員の育児休業又は配偶者同行休業の取得状況によっては、必ずしも採用が令和９年１月になるとは限りませんし、採用されないこともあります。

なお、職員の育児休業請求前の産前産後休暇期間中は臨時的任用職員として採用することになります。

（2）職員より、出産日から１年以上の育児休業等（産後休暇期間を含む）の請求又は１年以上の配偶者同行休業の申請があった場合に、当該職員の育児休業請求又は配偶者同行休業申請期間を任用の限度とする育休任期付職員又は配偶者同行休業任期付職員として採用します。育休任期付職員及び配偶者同行休業任期付職員（職員の育児休業請求前の産前産後休暇期間中の臨時的任用職員を含む。）は、任期が定められていること以外、職員と同様に地方公務員法等の規定が適用されますので、採用後は、一般職の職員として勤務していただくことになります。

採用時の給与月額（地域手当及び初任給調整手当を含む）を例示すれば、別表のとおりです。このほかに期末手当及び勤勉手当が支給されます。さらに、支給要件に該当する者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当等が支給されます。

勤務は、原則として月曜日から金曜日までの５日間、１日７時間４５分です。

（3）受動喫煙防止対策として、原則敷地内を禁煙とし、施設によって屋外に、健康増進法に定める受動喫煙防止のために必要な措置がとられた特定屋外喫煙場所を設けている場合があります。

（4）令和８年１２月２５日に施行される学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務に従事する場合は、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本試験の最終合格後、採用手続き等の過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。

【別表】令和８年４月１日現在

登録区分	給与月額	備　　考
一般事務	213,314 円	高校卒業後直ちに採用され、行政職給料表の適用を受ける場合

※学歴・職歴によって一定の基準により上記給料月額が調整される場合があります。

※配属先によって適用される給料表が上記と異なることがあります。

【任期付短時間勤務職員】

育休任期付職員及び配偶者同行休業任期付職員登録試験の受験者は、任期付短時間勤務職員登録試験について併願することができます。（任期付短時間勤務職員のみの登録試験は行いません。）

（1）育休任期付職員及び配偶者同行休業任期付職員登録試験の合格者のうち、任期付短時間勤務職員登録試験を併願した者については、併せて任期付短時間勤務職員登録者として登録されます。

なお、育児短時間勤務を行う職員の代替職員として勤務することになりますので、採用については、令和９年１月以降から開始しますが、職員の育児短時間勤務の取得状況によっては、必ずしも採用が令和９年１月になるとは限りませんし、採用されないこともあります。

（2）職員より、１年間の育児短時間勤務の請求があった場合に、１年間を任期とした任期付短時間勤務職員として採用します。当該職員の育児短時間勤務期間の延長があった場合は、育児短時間勤務に係る期間を限度に、任期を延長することがあります。任期付短時間勤務職員は、任期の定めのある短時間勤務の職を占める職員となり、地方公務員法等の規定が適用されます。

採用時の給与月額（地域手当を含む）は、適用を受ける給料表の給料月額に、勤務時間に応じた割合を乗じた額と当該額に地域手当の支給割合を乗じた額の合計となります。このほかに期末手当及び勤勉手当が勤務時間数に応じて支給されます。さらに、支給要件に該当する者には、通勤手当、超過勤務手当等が支給されます。なお、生活関連手当（扶養手当、住居手当等）は支給されません。

勤務は、週１４時間１０分から週１９時間２０分の間で、採用時に決定することになります。曜日・時間帯等については、育児短時間勤務を行う職員の勤務時間により異なります。

（3）受動喫煙防止対策として、原則敷地内を禁煙とし、施設によって屋外に、健康増進法に定める受動喫煙防止のために必要な措置がとられた特定屋外喫煙場所を設けている場合があります。

（4）令和８年１２月２５日に施行予定のこども性暴力防止法に基づき、こどもと接する業務に従事する場合は、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本試験の最終合格後、採用手続き等の過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。

７ そ の 他

（1） 第１次試験の当日は、**受験票（カラー印刷したもの）、ＨＢ又はＢの鉛筆、消しゴム**を必ず持参してください。

（2） **時計は計時機能だけのもの**に限ります。（携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等は使用できません。）

（3） 携帯電話等は、試験室に入る前に電源を切ってください。

（4） 試験会場での駐車はできません。

（5） 試験終了後、ゴミは各自で持ち帰ってください。

（6） **試験の当日に車椅子の使用を希望するなど受験に際して要望のある場合は、あらかじめ香川県人事課に申し出てください。**

（7） 受験手続等の問い合わせは、香川県人事課にしてください。また、郵便での問い合わせには返信用封筒（切手を貼って、あて先を明記したもの）を必ず同封してください。

○ 通常、申込後３日以内（土・日・祝日は除く）に【香川県】電子申請の結果通知について」の電子メールが届きます。届かない場合は、必ず香川県人事課へお問い合わせください。

なお、「電子申請・届出サービス」の利用は、香川県ホームページのトップページ（https://www.pref.kagawa.lg.jp/index.html）にあるページＩＤ検索で、ページＩＤ「２０４７」を入力し、「香川県電子申請・届出システム」のページにアクセスしてください。

香川県人事課

〒７６０－８５７０　高松市番町四丁目１番１０号（香川県庁本館１０階）

ＴＥＬ　ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ　０８７（８３２）３０４０

E-mail：jinji@pref.kagawa.lg.jp

登 録 試 験 成 績 の お 知 ら せ に つ い て

この登録試験の試験成績は、次の請求方法によりお知らせします。

1　試験成績通知書の請求

（1）お知らせする試験成績の内容等

対　象　者	試験成績の内容	時期及び方法
第１次試験不合格者	第１次試験の得点及び順位	試験成績通知書を請求された場合には、第１次試験合格者発表日以後、速やかに郵送します。
第１次試験合　格　者	第１次試験の得点及び順位並びに第２次試験の順位	試験成績通知書を請求された場合には、最終合格者発表日以後、速やかに郵送します。

（2）請求方法

① 試験成績通知書返信用封筒(長形３号)にあて先を記入して、試験成績の**「請求ラベル」**（申込書受付後に交付します。）を貼りつけてください。**作成については、下記の「試験成績通知書返信用封筒作成方法」のとおりです。**

返信用封筒には、必ず**１１０円分の切手（簡易書留で郵送を希望する場合には、４６０円分の切手）**を貼ってください。

② 返信用封筒は、**第１次試験の当日（１１月２２日（日））に試験会場へ持参**してください。

③ 返信用封筒は、適性検査の終了後に試験室で回収しますので、請求される方は係員の指示に従って提出してください。

2　窓口での情報提供

次のとおり口頭により情報提供の請求を行うことができます。この場合、本人であることを確認できる書類（マイナンバーカード（個人番号カード）※、運転免許証等）が必要になります。詳しくは、第１次試験の当日に交付する受験番号票の裏面の記載内容を確認していただくか、香川県人事委員会事務局（TEL(087)832-3712）までお問い合わせください。

※マイナンバー「通知カード」は本人確認書類として利用できません。

対　象　者	提供する内容	提供する期間	提供する場所
第１次試験不合格者	第１次試験の得点及び順位	第１次試験合格者発表日から１か月間	香川県人事委員会事務局
第１次試験合　格　者	第１次試験の得点及び順位並びに第２次試験の順位	最終合格者発表日から１か月間	

試験成績通知書返信用封筒作成方法

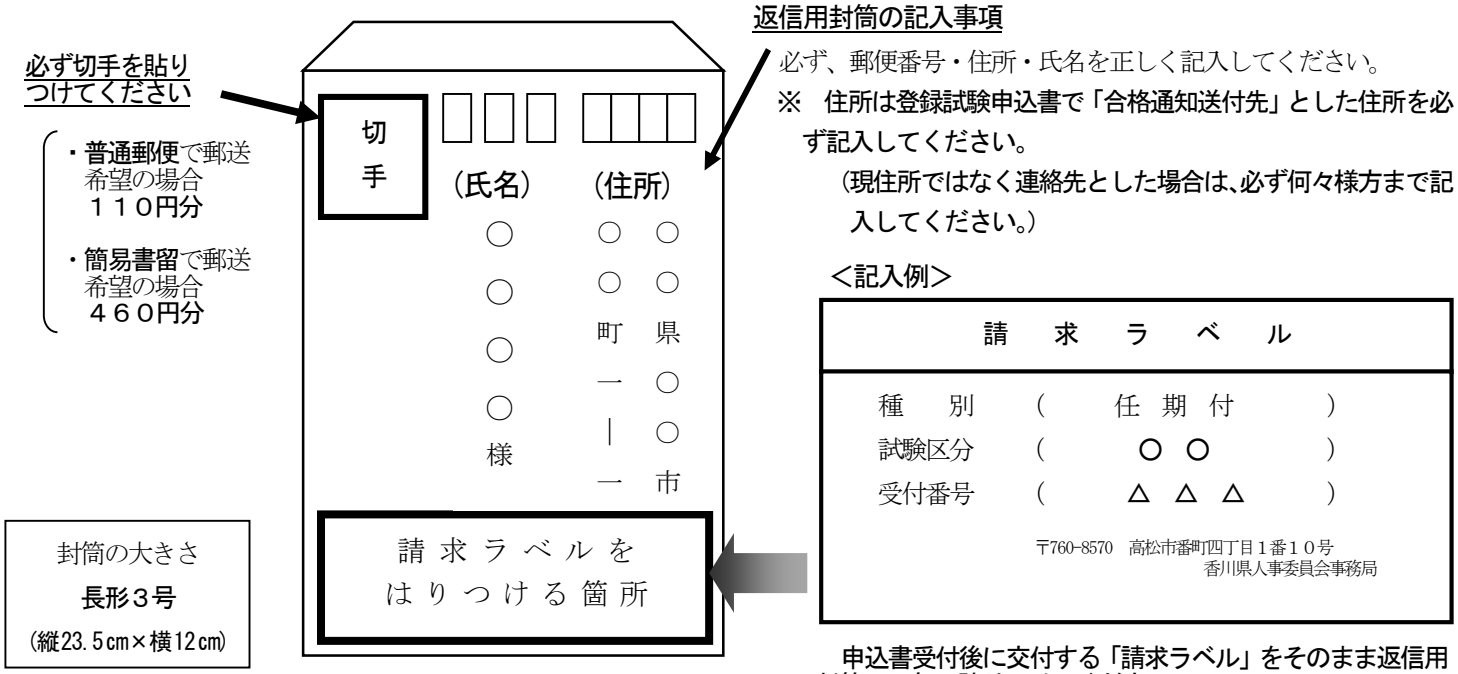

申込書受付後に交付する「請求ラベル」をそのまま返信用封筒の下部に貼りつけてください。
（「受付番号」は、申込書受付時に香川県人事課で記入します。もし記入されていない場合は香川県人事課に確認してください。）

記入事項に未記入や誤りがある場合及び請求ラベルや所定の金額の切手がはられていない場合には、請求が認められないことがありますので注意してください。

※公共交通機関の運休等に対応できるよう余裕を持って来てください。
※試験会場に駐車はできません。また、試験会場周辺での送迎のための駐停車は、渋滞の原因や近隣の方の迷惑となりますので、ご遠慮ください。

試験会場案内

（注）バス路線の運行時間等は変更や減便となる場合がありますので、事前に確認してください。
ことでんバス　ＴＥＬ　（０８７）８２１－３０３３

試験会場（香川県庁）へは

（１）ＪＲ高松駅前（琴電高松築港駅前）からは
① イオン高松線　…イオンモール高松行（南ルート）　県庁・日赤前バス停下車
ことでんバス下笠居線…弓弦羽行（宮脇町経由）　県庁・日赤前バス停下車
② タクシー約８分
③ 徒歩約２０分
（２）琴電瓦町駅前からは
徒歩約１０分
（３）ＪＲ高徳線栗林公園北口駅前からは
徒歩約１０分

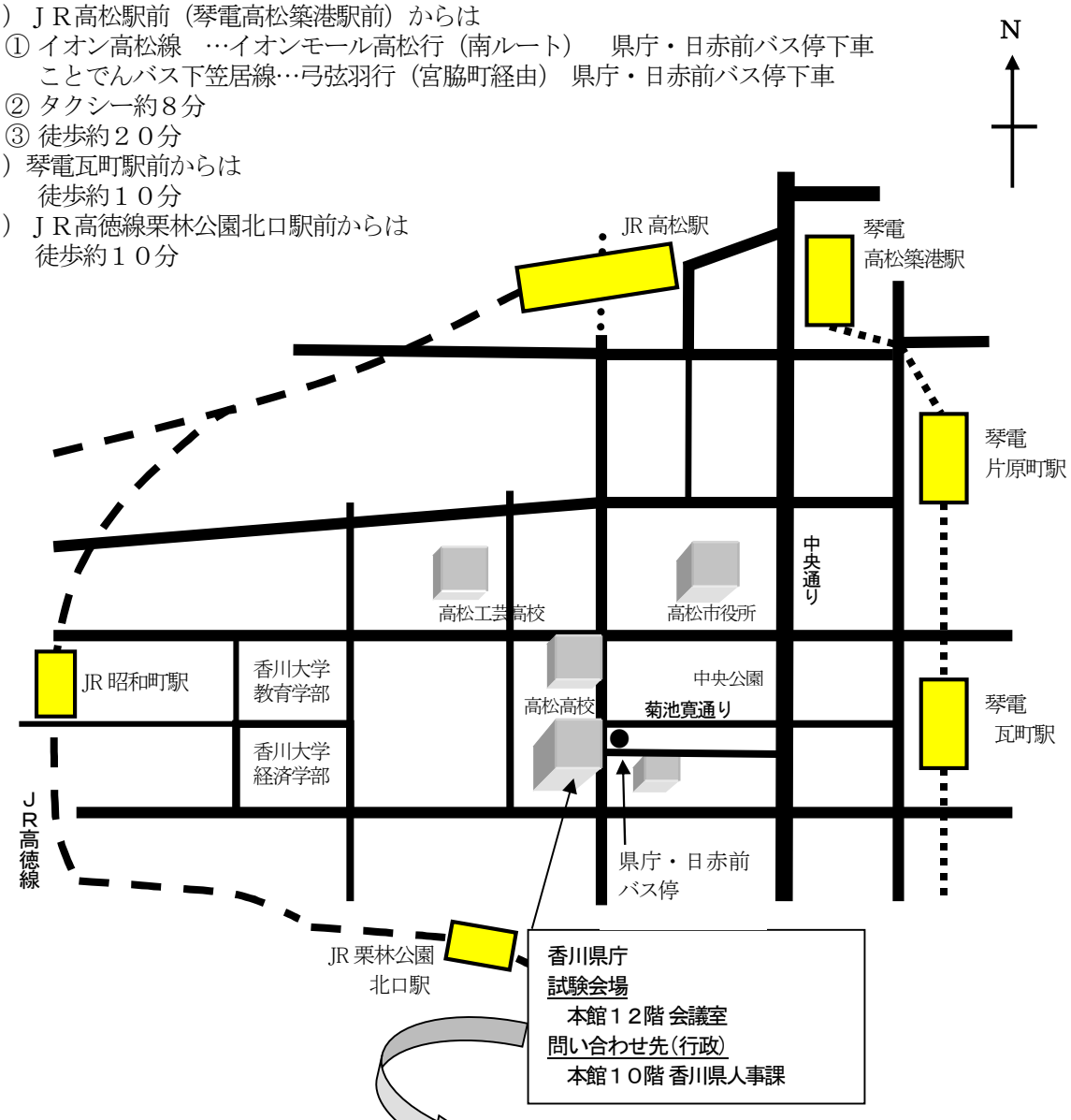

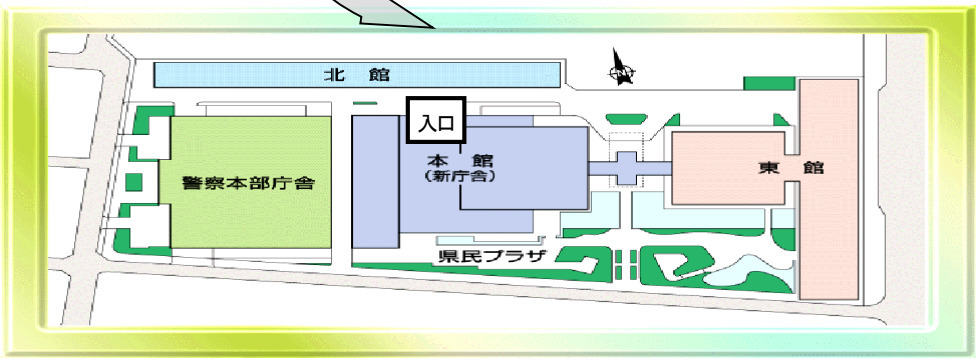

第１次試験《筆記試験》当日は、香川県庁本館北側入口で受付を行います。試験当日は、県庁敷地内への車の乗り入れはできません。
県庁付近には、番町地下駐車場（高松高校地下）（有料）がありますが、満車の場合もありますので、ご注意ください。